

報告第 1 号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第 3 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

平成 18 年 3 月 9 日提出

天理市長 南 佳 策

専決第2号

専 決 処 分 書

平成17年12月26日午後2時50分頃天理市合場町77番地先の市道20号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第3号の規定により、専決処分する。

平成18年2月27日

天理市長 南 佳 策

記

損害賠償額 34,141円